

令和3年度自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金交付要綱

2 都安総交第 1454 号

令和3年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、区市町村が行う自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業を都が支援し、もって都民の安全な暮らしの実現に寄与するための東京都地域における自転車安全利用促進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「普通自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3に規定する普通自転車をいう（以下「自転車」という。）。
- (2) 「点検整備」とは、自転車整備業者が、公益財団法人日本交通管理技術協会（以下「協会」という。）が規定する「普通自転車の点検整備基準」に相当する基準に照らして自転車を調べ、不備な箇所があった場合は当該箇所を整えることで、点検整備の基準を満たした状態にすることをいう。
なお、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に規定されている基準に該当する駆動補助機付自転車については、上記基準とあわせて、協会が規定する「駆動補助機付自転車の点検整備指針」に相当する基準を満たした状態にすることをいう。
- (3) 「自転車整備業者」とは、自転車整備を業とする者をいう。

(実施主体)

第4条 本事業の実施主体は、区市町村とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金は、住民等が利用する自転車の定期的な点検整備や安全な利用の促進の一環として実施する次の事業に対し、予算の範囲内において区市町村に交付する。

なお、交付決定前に実施されたものも対象とする。

- (1) 住民等が自転車整備業者により自転車の点検整備を受けるに当たり負担する経費を支援する経費（以下「自転車点検整備支援事業」という。）
- (2) 区市町村が行う自転車の点検整備や安全な利用の普及啓発に係る経費（以下「自転車安全利用促進事業」という。）

(補助対象経費等)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

なお、補助対象経費は、住民等が利用する自転車の定期的な点検整備や安全な利用の促進の一環として実施する事業において区市町村が支出する経費のうち、知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものとする。

(交付申請)

第7条 区市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める申請期間内に、補助金交付申請書兼事業計画書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、補助対象者が都内に住所を有するものであることを確認すること。
- (2) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならないこと。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の補助金交付申請書兼事業計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、前項の交付決定を行ったときは交付決定通知書（別記第2号様式）、不交付決定を行ったときには不交付決定通知書（別記第3号様式）により区市町村に通知する。
- 3 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 補助金交付申請書兼事業計画書が到達した日から、当該申請に係る第1項による決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(事業の内容変更等)

第10条 区市町村は、第9条の交付決定額を上回る内容を実施する場合、事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記第4号様式）を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 区市町村は、第9条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 都は交付決定した後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(事業遅延等の報告)

第13条 区市町村は、令和4年3月31日までに事業を完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに事業遅延等報告書(別記第5号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業状況報告)

第14条 知事は必要に応じ、区市町村に対し期限を定めて補助対象事業の状況について報告を求めることができる。

2 前項の報告は、実施状況報告書(別記第6号様式)により、行わせるものとする。

(事業実績報告)

第15条 区市町村は、補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに事業実績報告書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、その報告の内容がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(別記第8号様式)により区市町村に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 知事は前条の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、区市町村に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

(補助金の支払等)

第18条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 区市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、区市町村又は地域団体が次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に区市町村に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第 21 条 区市町村は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

(検査)

第 22 条 区市町村は、知事が東京都職員をして、事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

また、区市町村は、知事が東京都職員をして、自転車整備業者の事業場に立ち入り帳簿書類その他の物件を検査させた場合、又は関係者に質問をさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 23 条 第 17 条の規定によりこの補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 18 条の規定により当該補助金の返還を命じたときは、知事は、区市町村が当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を区市町村に納付させなければならない。

2 当該補助金の返還を命じた場合において、区市町村が定められた納期日までに当該補助金を納付しなかったときは、知事は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 24 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 25 条 第 21 条第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、区市町村に返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第 26 条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の区市町村の措置については、知事が指示するところによる。

(文書等の様式)

第 27 条 申請書、通知書及び報告書等の様式は、別記のとおり定める。

(その他)

第 28 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、実施細目で定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費等

対象経費	都補助率	都補助限度額
(1) 自転車点検整備支援事業 ア 住民等が自転車整備業者により自転車の点検整備を受ける際に負担する経費（自転車整備業者が住民等に代わって、区市町村に申請する場合も含む。） ただし、自転車の新規購入時にあわせて自転車の点検整備を受ける場合、点検及び整備に係る経費の内訳が分かること。 イ イベント等において、出張型の自転車の点検整備を行うに係る経費 ウ その他、自転車の点検整備を支援する事業を実施するに当たり発生する別途定める経費 (2) 自転車安全利用促進事業 ア 自転車の点検整備や安全利用について普及啓発する自転車交通安全教室やイベント等に係る経費 イ その他、区市町村において自転車の点検整備を促す普及啓発を行う経費	2 分の 1 以内 ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1 区市町村当たり 400 万円 ただし、(1)アについては、自転車 1 台当たり 1,000 円とする。